

ごあいさつ



近年、全国で風水害が頻発し、その規模も激甚化しており、気温上昇による熱中症警戒アラートの発表や、自然生態系の変化など、気候変動問題は私たちの生活に大きな影響を及ぼしています。

こうした中、原因の一つとして挙げられる地球温暖化対策に、世界各国が目標を定めて取り組んでおり、我が国も令和2（2020）年10月に、脱炭素社会の実現を目指すいわゆる「2050カーボンニュートラル宣言」を表明し、令和32（2050）年までに温室効果ガスの排出を、全体としてゼロにするという目標に向け、国を挙げて取り組むこととしています。

このように国内外で地球規模の環境に注目が集まる中、本市は本格的な人口減少社会に突入し、従来のゴミの不法投棄や騒音など身近な環境問題に加え、道路や水路、山林や農地の維持管理が一層困難になるなど自然環境や生活環境への悪影響が懸念されています。

このような状況に的確に対応するため、この度SDGsの考え方を取り入れた「第二次日南市環境基本計画」を策定しました。

ふるさと日南の美しい自然や環境を守り、次の世代にしっかりと繋いでいくために、今後この基本計画に基づき、市民や事業者の皆様とのパートナーシップのもと、様々な環境保全施策に取り組んでまいります。なお一層のご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定に当たり熱心なご審議を賜りました日南市環境審議会の委員の皆様、パブリックコメントやアンケートにおいて貴重なご意見をいただきました市民の皆様、様々な機会を通じてご助言をいただきました関係者の皆様に厚くお礼申し上げます。

令和4年3月

日南市長

高橋 透

目次

1章 計画の基本的考え方

1節 目指す将来像と計画策定の意義	1
2節 計画の基本理念	2
3節 計画の位置づけ	2
4節 計画の期間	3
5節 計画の対象と対象区域	3
6節 環境を取り巻く社会情勢	4

2章 計画の目標と施策の展開

1節 基本目標と環境指標	6
2節 施策の体系	8
3節 計画の推進	11
4節 施策の展開	
1 脱炭素社会の構築	
1-1 気候変動への適応	12
1-2 温室効果ガス排出削減	16
1-3 再生可能エネルギー等の利用促進	19
1-4 二酸化炭素吸収源対策	22
2 循環型社会の形成	
2-1 廃棄物の処理	24
2-2 食品ロスの削減	28
2-3 環境にやさしい製品の利用促進	30
3 地球環境、大気・水環境等の保全	
3-1 地球環境、大気環境の保全	32
3-2 水環境の保全	34
3-3 化学物質対策	37
4 生物多様性の保全	
4-1 生物多様性の確保	38
4-2 多面的機能を持続的に発揮する豊かな森林づくり	41
4-3 自然豊かな水辺の保全と創出	43
4-4 自然とのふれあいや配慮	45
5 環境保全のために行動する人づくり	
5-1 環境教育の推進	47
5-2 環境保全活動の推進	49
6 環境と調和した地域・社会づくり	
6-1 環境にやさしい地域・産業づくり	50
6-2 快適な生活空間の創出	53

3章	温室効果ガス排出実質ゼロの取組	
1節	カーボンニュートラルとゼロカーボンシティ	55
2節	ゼロカーボンシティ宣言	56

4章 地球温暖化対策実行計画

1節	事務事業編と区域施策編に共通する基本事項	57
2節	事務事業編	58
3節	区域施策編	61

アンケート調査結果	65
-----------	----

資料編

1.	日南市環境審議会委員名簿	71
2.	日南市環境基本計画策定委員会名簿	72
3.	用語解説	73
4.	日南市環境基本条例	79
5.	第一次環境基本計画（改訂版）の実績	84

1 章 計画の基本的考え方

1 節 目指す将来像と計画策定の意義

近年、世界的に地球温暖化による気温上昇や局地的な大雨などの気候変動、社会・経済活動に伴う自然破壊や海洋プラスチックごみなどの地球規模の環境問題が引き起っています。

このような中、平成 27（2015）年に持続可能な開発目標（SDGs）を掲げる「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」や温室効果ガス排出削減等のための国際的な枠組みとなる「パリ協定」の採択など、地球規模の環境の危機を反映した国際合意が立て続けに行われました。

日南市は豊かな自然に恵まれています。こうした動きは私たちにとっても決して無関係ではありません。

環境問題は、人類の社会活動や経済活動全般による環境負荷により引き起こされており、私たち全員がその加害者であり被害者であると言われておりますが、本市においても豊かな森林や日照時間、水資源といった環境を保全していくことが重要であり、環境問題にしっかり向き合っていく必要があります。

こうしたことから、この計画においてもSDGsの考え方を取り入れ、本市の「恵み豊かな環境」を、現代社会の私たちだけが受けるのではなく、私たちの子ども達やさらに次世代の人々も受けることができるように維持します。

また、健全な経済成長と環境保全が両立した環境への負荷の少ない持続可能な地域社会を構築していくこととし、目指すべき環境の将来像は次のとおりとします。

～目指すべき将来像～

未来につなぐ

恵み豊かな自然と人とが共生するまち にちなん

I 「未来につなぐ」とは

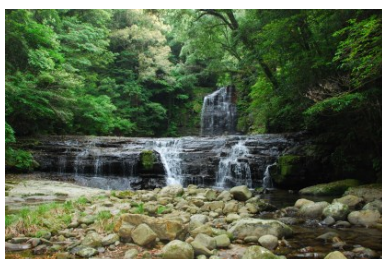
環境基本法に掲げられた「第3条 環境の恵沢の享受と継承」「第4条 環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築等」及び「第5条 国際的協調による地球環境保全の積極的推進」を表します。

II 「恵み豊かな自然」とは

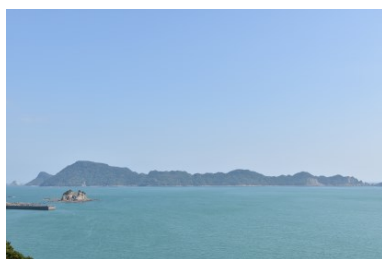
緑の山々と河川の源流から清流でつながる海岸まで、本市域に広がる多様な環境を表します。

III 「自然と人とが共生するまち」とは

豊かな環境の保全を図りながら、市民の社会活動・経済活動を営んでいくことを表します。



猪八重溪谷



大島



坂元棚田

2節 計画の基本理念

この計画の基本理念は、日南市環境基本条例第3条に掲げられている基本理念とします。

○環境の保全は、市民が健康で文化的な生活に欠くことのできない健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、人と自然との共生が将来にわたって維持されるように適切に行われなければならない。

○環境の保全は、市民、事業者及び市の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的な取り組みにより、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる都市を構築することを目的として行われなければならない。

○地球環境の保全は、市民、事業者及び市が自らの課題としてとらえ、すべての事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

3節 計画の位置づけ

本計画は、日南市環境基本条例第8条に基づき策定するもので、本市の環境の保全についての目標を定め、施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な考え方を示したものです。

これまで平成22年度に「(第一次)日南市環境基本計画」、平成28年度に「(第一次)日南市環境基本計画(改訂版)」を策定し、環境保全に関する施策を推進してきました。

本計画は、地球規模で対策が急務となっている気候変動を引き起こしている温室効果ガス削減への対応など、深刻化、複雑化する環境問題に対応するとともに、現在及び将来の市民の健康で文化的な生活を実現するために策定するものです。

さらに、市民、事業者及び市が、環境保全に向けての役割と責任を認識し、お互いに協力して計画を推進していくための指針となるものです。

市民の責務	基本理念にのっとり、その日常生活に伴う環境への負荷の低減その他環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有します。
事業者の責務	基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有します。
市の責務	環境の保全についての基本理念にのっとり環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有します。施策の策定及び実施に当たっては、国、県及び本市以外の地方自治体と連携を図っていくように努めます。

日南市環境基本条例第4条から第6条

また、本計画の一部は以下の計画としても位置づけられています。

○「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条に規定する地方公共団体実行計画

○「食品ロスの削減の推進に関する法律」第13条に規定する市町村食品ロス削減推進計画

4節 計画の期間

計画の期間は、令和 4 年度～令和 13 年度の 10 年間とします。

計画で掲げる環境の将来像は、期限を切らずに将来にわたって目指す社会の姿を描きますが、本計画で示す施策・事業は、令和 4 年度から令和 13 年度の 10 年間で計画期間とします。

したがって、10 年後の令和 13 年度の姿を計画の目標に掲げます。

また、計画期間が概ね 5 年を経過した時点を目途に計画の見直しを行います。

5節 計画の対象と対象区域

計画の対象は、市民、事業者及び市の社会・経済活動における取り組みとし、計画の対象区域は、日南市全域とします。

温室効果ガス削減に代表される地球環境問題や、大気や河川・海域の水環境の保全、循環型社会の形成、森林保全、生物の多様性の保全など広域的な問題対応については、国や県、近隣の自治体と連携を図ります。

6節 環境を取り巻く社会情勢

平成 23 年に（第一次）日南市環境基本計画が策定されて以降、平成 27（2015）年に開催された国連サミットでの「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」や COP21（国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議）で世界の平均気温上昇を産業革命前と比較して、2℃より充分低く抑え、1.5℃に抑える努力を追求することを目的とする「パリ協定」が採択されました。しかしながら依然として海洋プラスチックゴミや食品ロスなど地球規模の問題に直面しています。

○持続可能な開発目標（SDGs）

持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）とは、2015 年 9 月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された、令和 12（2030）年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」社会の実現を目指しています。SDGs は発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。



SDGs の 17 の目標目標

（資料：国際広報センター）

○温室効果ガス削減

平成 27（2015）年 12 月フランスのパリで開催された第 21 回国連気候変動枠組条約締約国会議（COP21）においては、令和 2（2020）年以降の温室効果ガス排出削減等のための新たな国際枠組みとして、「パリ協定」が採択されました。協定では、「世界全体の平均気温の上昇を工業化以前よりも 2℃高い水準を十分に下回るものに抑えること並びに世界全体の平均気温の上昇を工業化以前よりも 1.5℃高い水準までのものに制限するための努力をする」ことです。そのために、「できるかぎり早く世界の温室効果ガス排出量をピークアウトし、21 世紀後半には、温室効果ガス排出量と吸収量のバランスをとること」を目標としています。

日本においても、令和 2 年 10 月当時の菅首相の所信表明演説において、「2050 年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする」と宣言され、令和 3 年 4 月に令和 12（2030）年度に平成 25（2013）年度比 46%削減する政府目標の裏付けとなる新たな「エネルギー基本計画」を閣議決定されました。

○海洋プラスチック問題

プラスチックは、私たちの生活のあらゆる場面で利用され、手軽で耐久性に富み、安価に生産できることから幅広く使われています。

しかし、プラスチックの多くは「使い捨て」されており、きちんと処理されず、環境中に流出したプラスチックのほとんどが最終的に海に行きつきます。また、世界中の海で年間 800 万トンのプラスチックごみが流入していると推定されています。

プラスチックごみは、海洋生物にも大きな影響を及ぼします。餌と間違えて誤飲したり、網や釣り竿や釣り糸に引っ掛かり取れなくなってしまうと動けなくなるなど、死に至る場合もあります。その影響を受けている生物は多く、世界中で問題となっています。

令和元（2019）年 6 月に開催された G20 大阪サミットにおいて、令和 32（2050）年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにまで削減することを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」が共有されました。

国では、令和元年 5 月に資源・廃棄物制約、海洋プラスチックごみ問題、地球温暖化、アジア各国による廃棄物の輸入規制等の幅広い課題に対応するため、3R+Renewable（再生可能資源への代替）を基本原則としたプラスチックの資源循環を総合的に推進するための戦略「プラスチック資源循環戦略」を策定しました。

○食品ロス

食品ロスとは、本来食べられるにも関わらず捨てられてしまう食べ物のことです。日本では平成 29 年に、約 612 万トン（農林水産省・環境省）の食品ロス（家庭から約 284 万トン、事業者から約 328 万トン）が発生したと推計されています。

食品ロスについては、国連の「持続可能な開発目標（SDGs）」のターゲットの一つとして、削減目標が定められるなど、社会の関心が高まっています。

国では、多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進するため、令和元年 5 月に、「食品ロスの削減の推進に関する法律」を成立し、同年 10 月に施行されました。

さらに、国は令和元年 6 月に「第四次循環型社会形成推進基本計画」を閣議決定し、家庭系食品ロス量の削減目標を、同年 7 月に「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針」を公表し、事業系食品ロス量の削減目標を、ともに平成 2 年度比で、令和 12 年度までに半減させる目標を設定されました。

○日南市の環境資源

北郷地区にある猪八重溪谷は、五重の滝を中心に 20 数カ所の滝群が点在しており、一定の湿度と温度が保たれているため、世界中で約 18,000 種類あるといわれるコケの中の約 250 種以上が溪谷一帯に存在しているコケの宝庫です。一帯は、森林セラピー基地に認定されており、森林浴のリラックス効果はもちろん、血圧の低下や身体の免疫力の向上など、心身を癒す効果が高いことが科学的に実証された森林のあるエリアです。

また、北郷地区には、生物遺伝資源保存林に指定された三ツ岩林木遺伝資源保存林があります。保護林のオビスギは、400 年の歴史を有する飢肥林業唯一の古い年代の造林地で、明治 11 年に 1ha 当たり 1,500 本の採穂を地面に直挿した造林の森となっており、オビスギの成長過程を知るための貴重な森林となっています。

南郷地区にある虚空蔵島は、1951 年に国の天然記念物に指定を受け、周囲約 1 キロメートルで岩塊に囲まれた島です。温暖多雨の気象条件に恵まれ、アコウの巨木やビロウジュ、フカノキ、モクタチバナなど生い茂る亜熱帯植物の宝庫です。

日南地区にある坂元棚田は、1999 年に農林水産省が、文化的遺産や国土保全、動植物生態系の維持などを果たしている役割を評価して「日本の棚田百選」に選定しました。日南市の最高峰である小松山の南斜面標高 200 メートルの麓に広がる長方形の田んぼが階段状に整然と並んだ近代的なイメージで、石積みは自然石を大小に割って垂直に積み上げた荒削りなものです、素朴で温かみがあります。